

地域活動推進費補助金に関するよくある質問・間違いやすい点

○実績報告書、補助申請書

	Q	A
1	実績報告書や補助申請書の「会長」はいつ時点の会長か。	書類を提出する日（書類右上の日付）時点の会長名を記載ください。
2	実績報告書や補助申請書の「所在地」はどここの住所をかけばいいのか	会長の住所又は町内会館の所在地となります。
3	会長が不在（長期入院中）だが、だれが申請すればいいか。	規約等に代理の規定があるはずなので、その代理者が報告・申請してください。なお、提出の際にその旨担当者へお伝えください。
4	地区連合の世帯数の算出はどうするのか。	各单位町内会の世帯数を足しあげたものになります。単位町内会と確認し、齟齬がないようお願いします。

○事業計画・実績報告関係

	Q	A
1	行事については全て記載する必要があるのか。	基本的にはすべて記載いただく必要がありますが、数が多すぎてしまう場合は、主要なものを抜粋していただいても構いません。その場合でも収支予算書・決算書に出てくる項目については、必ず記載をお願いします。（町内会の活動に対する支出か確認するため）

○補助対象経費関係

	Q	A
1	会館建設及び修繕のための積立金は、補助対象となるか。	積立金は、実際に支出されるものではないため、補助対象外です。
2	会館建設補助や防犯灯維持管理費補助で賄い切れなかった分を地域活動推進費の補助対象とすることはできるか。	同一団体の同一事業に対する重複補助はできませんので、補助対象とはなりません。
3	会館新築や修繕の際に、補助金を受領する場合はどのような記載にするのか。	会館新築や修繕について別段会計とし、別に総会で議題とするため、本会計には含めないようにします。
4	会議や事業に伴う飲食費・食糧費（茶菓子代）は補助対象となるか。	昼食代、お茶代、弁当代など会議や事業を実施する上で必要なものについては、当該の事業費、事務費内の一部位ですので、補助対象になります。ただし、「懇親会」や事業終了後の「反省会」や「打ち上げ」など、宴席の飲食費は補助対象外です。

5	他団体への分担金は補助対象となるのか。	地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費となります。ただし、使途が飲食費や慶弔費である場合等は補助対象外とします。 また、「つるみ・地域のつながり応援事業補助金」の交付を受けている団体に対しての会費・負担金は二重補助に該当するため、補助対象外です。
6	赤い羽根共同募金や年末助け合い募金等を町内会費から支出している場合は、補助対象となるか。	町内会費から支出していても、募金は寄付金として扱いますので、補助対象にはなりません。なお募金活動に伴い、人件費や印刷費、通信運搬費等がかかる場合は事務費などに計上すれば補助対象経費となります。
7	区社会福祉協議会への分担金は補助対象か。	補助対象です。
8	レクリエーション事業としての「バス研修」は補助対象となるか。	補助対象です。
9	子供会の活動でディズニーランドへ行った経費を町内会で助成した場合は、補助対象か。	補助対象です。
10	敬老（入学、成人等）祝金は、補助対象となるか。	祝金（現金、金券）の配布は補助対象外です。住民相互の連帯感を深める行事等の中で記念品（物）を配布する場合は補助対象とします。行事等は実施せずに個別に記念品を配布する場合は補助対象外とします。（見守りを兼ねての個別訪問は行事等に含みます。）
11	会館の耐震診断は、補助対象となるか。	会館設備点検費として補助対象経費となります。
12	裁判費用（弁護士費用等）は、補助対象となるか	補助対象外です。
13	固定資産税は、補助対象となるか。	補助対象外です。
14	会館の登記費用（登録免許税等）は、補助対象となるか。	補助対象です。
15	公園愛護会費（謝金）は収支に含めてよいか。	公園愛護会（自治会町内会と別組織）を対象として交付した経費のため、収支に含めることはできません。
16	自転車等放置防止推進協議会への補助金は収支に含めてよいか。	自転車等放置防止推進協議会（自治会町内会と別組織）を対象として交付した経費のため、収支に含めることはできません。
17	はらっぱ管理運営委員会への補助金は収支に含めてよいか。	はらっぱ管理運営委員会（自治会町内会と別組織）を対象として交付した経費のため、収支に含めることはできません。
18	子どもの遊び場管理運営委員会への委託費用は収支に含めてよいか。	子どもの遊び場管理運営委員会（自治会町内会と別組織）を対象として交付した経費のため、収支に含めることはできません。

19	各小中学校の地域防災拠点運営委員会への交付金は収支に含めてよいか。	地域防災拠点運営委員会（自治会町内会と別組織）を対象として交付した経費のため、収支に含めることはできません。
20	消防団分担金は補助金対象経費としてよいか。	補助対象外です。 消防団の活動経費は、平成20年度から横浜市の公費負担となっています（市消防局で予算化）。また、その支出方法も、補助金交付等ではなく、市の機関としての経費支出（直接執行）となっています。このため、消防団への分担金は、市の事業・機関に対して市が間接的に補助を行う形になってしまうため、地域活動推進費の補助対象外とします。（消防団への寄附等についても同じです。）
21	環境事業推進員地区協議会への交付金は収支に含めてよいか。	環境事業推進員地区協議会（自治会町内会と別組織）を対象として交付した経費のため、収支に含めることはできません。
22	摘要欄はすべて記載する必要はあるか。	対象外経費が含まれていないか、または領収書の写しの添付が必要か、確認するため、代表的なものでよいので、項目とかけた経費の記載をお願いします。細かい経費はその他でまらめてください。
23	横浜市に寄付する前提で防犯灯を設置した場合は対象になるのか。	補助対象です。基本的に寄附前提の物品の購入等は事前に協議が必要ですが、町内会で防犯灯を設置し横浜市に寄付する場合には、公共性が認められ、補助金の趣旨にも反していないので、対象になります。